八雲町自治基本条例コーナー

八雲町の「まちづくり」に参加しませんか？

町民の皆様の声を広く聞き、町民主体の自治を実現することを目的に、平成22年4月1日に八雲町自治基本条例が制定されました。

このコーナーでは各種審議会などの委員公募や会議の開催案内、パブリックコメントの実施についてお知らせします。

詳しくは、各担当課へ問い合わせていただくか、町のホームページをご覧ください。

八雲町自治基本条例第17条の規定に基づき、委員の一部を公募します

八雲町空家等対策協議会委員を公募します

八雲町空家等対策協議会は、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づく協議会で、特定空家等の認定や空家等対策計画の作成などを審議する協議会です。

【公募人数】 1名

【応募資格】
次の条件を全て満たす方
・八雲町に在住
・平成28年11月1日現在において満20歳以上の方
・八雲町の他の審議会等の委員でない方。

【任期】 2年間
平成28年11月1日～平成30年10月31日

【報酬】 1回 5,600円

【開催回数】 年2回

【応募方法】
別に定める応募用紙によりお申し込みください。

【選考方法】
募集人数を上回った場合は、選考により決定します。

【応募期限】 10月28日(金)

【申し込み・問い合わせ先】
建設課管理係
☎0137―62―2115

八雲町自治基本条例第14条の規定に基づき、町民皆様から広く意見を公募します

八雲町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(案)の制定について

【1．制定の趣旨】
介護保険制度の改正により、これまで全国一律の基準で提供されていた要支援者の方の「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」について、市町村が実施する地域支援事業へ移行され、「介護予防・日常生活支援総合事業」(以下「総合事業」といいます)が創設され本町では平成29年4月から開始します。総合事業を実施するにあたり必要な事項を明確にするため「介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」を制定するものです。

【2．意見の募集期間】
10月3日(月)～11月2日(水)

【3．提出できる方】
(1)町内に住所を有する方
(2)住所を有していなくても、町内の事業所で働いている方または、学んでいる方
(3)町内で活動する法人、団体
※年齢制限はありません。

【4．留意事項】
意見の提出にあたっては、書面に必ず住所、氏名(法人、その他団体の場合は、名称及び代表者名)、電話番号を記載願います。記載がない場合は取り扱いできません。
また、「3―(2)」に該当する方は、事業所名または、学校等の名称を記載願います。
個人情報は、本件の内部管理にのみ使用します。意見提出および、検討結果の公表にあたっては、個人情報を公表することはありません。

【5．資料の入手方法】
①次の場所へ備え付け
・保健福祉課
(シルバープラザ内)
・八雲町役場住民生活課
・熊石総合支所住民サービス課
・落部支所
②八雲町ホームページ(自治基本条例ホームページ)からダウンロード
http://www.town.yakumo.lg.jp/pr/jichi/

【提出方法】
①書面の持参
(上記備え付け場所と同様)
②郵送
〒049―3117
八雲町栄町13番地1
シルバープラザ内
保健福祉課 宛
③ファックス
④電子メール
hoken@town.yakumo.lg.jp
※電話での申し込みは受け付けていません。

【問い合わせ先】
保健福祉課介護保険係
(シルバープラザ内)
☎0137―64―2111
FAX0137―63―4411

〈広告〉
高画質プリント！
携帯 スマホ デジカメ
出張OK！
パソコン 診断・設定
みかげ
美影写真館
(0137)62-2872